

大阪公立大学大学院文学研究科 博士前期課程 研究奨励給付金 募集要項 【2025年度版】

1 制度の目的

文学研究科博士前期課程に在学する者のうち、研究意欲が旺盛で優秀な学生に対して研究奨励給付金を支給し、研究に専念できる環境を提供するとともに、研究者にふさわしい能力を育成することを目的とする。

2 応募資格

以下のすべてにあてはまる者。(※1)

- (1) 2025年4月1日付で文学研究科博士前期課程の第2年次の者。
- (2) 2026年度採用分日本学術振興会特別研究員(DC1)へ応募申請する者。
- (3) 研究奨励給付金の上限額を超える額の他の給付金等を得ていない者
(ただし、日本学生支援機構等の貸与型奨学金の受給者や授業料免除の該当者はこの限りではない)。

(※1長期履修(予定)学生が本給付金に申請する場合は、別途、文学研究科教務担当に相談すること。)

(※2大阪府の授業料無償化に申請する場合は、学生奨学支援室(経済支援担当)に相談すること。)

3 給付期間

1年間。

4 採用予定人数

若干名。

5 給付額

当該年度の採用人数に応じて、一人あたり25万円から50万円の範囲で研究科が決定した額を、給付決定後と10月に分けて給付する。

ただし、財政状況等の変化に応じて支給金額を変更する場合がある。

6 奨学金の使用範囲

研究に必要な諸経費および学資。

7 申請手続

研究奨励給付金を希望する者は以下の書類を提出すること(書類は文学研究科ホームページからダウンロードして入手すること)。

(1) 提出書類(いずれもPDF化したもので提出すること)

①申請書(様式1)……………1部

②教員の意見書(様式2)(※2)……………1部

(※2原則として博士前期課程の指導教員により作成されたものとするが、特段の事情がある場合は指導教員以外の文学研究科教員により作成されたものでも可とする。)

③給付金等が別にある者は、その金額がわかる書類……………1部

(2) **提出期限2025年4月21日(月)16時**

(3) 提出先 メールによる提出(詳細は下記を参照)

* 申請予定者と指導教員は、以下の手順で提出すること。

- ① 申請者本人は、申請書（様式1）を作成し、指導教員にメール等でファイルを送付する。その際、他の給付金等がある者は、その金額が分かる書類も加えて、指導教員に送付する。
- ② 指導教員は、上記ファイルを受領ののち、教員の意見書（様式2）を作成し、様式1・2をはじめ、必要な書類すべてのファイルを添付して、申請期限までに、メールで下記の文学研究科教務担当に送付する。
[kyik-lit-kyomu@ml.omu.ac.jp]
* その際、指導教員は、学生が提出した申請書類に不備がないか確認したうえで送付すること。また、メールの件名を「博士前期課程研究奨励給付金申請」とし、ファイルには必ずパスワードをかけること。
- ③ 受領後、24時間以内（休日に受信した場合は翌業務日）に文学研究科教務担当から送付する受領確認のメールを指導教員が受信後、無事に受領された旨を、申請者本人にメール等で伝えること。

8 日本学術振興会特別研究員（DC1）への申請の確認

申請者は、2026年度日本学術振興会特別研究員（DC1）に申請し、申請書類の写しを2025年6月4日（水）16時まで文学研究科教務担当に提出すること。

9 選考

文学研究科若手研究者研究支援委員会において、申請書、研究実績（発表論文および学会発表等）、博士前期課程1年次における学業成績等を総合的に審査し、文学研究科教授会において決定する。採用決定者の発表は6月下旬を予定している。

10 採用者の義務等

- (1) 採用者は、研究実績・進路報告書（様式3）を2026年3月6日（金）までに、文学研究科教務担当に提出すること。（窓口またはメールでの提出いずれでも可）
- (2) 次のいずれかに該当する場合、研究奨励給付金の受給資格を取り消し、すでに支給された給付金の全部または一部の返還を求められることがある。
 - ①退学または休学した場合。
 - ②本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合。
 - ③2026年度の日本学術振興会特別研究員に申請しなかった場合。
 - ④研究実績・進路報告書を提出しなかった場合。
 - ⑤その他、文学研究科教授会が給付にふさわしくないと判断した場合。

以上